

# 一般社団法人広島県ボッチャ協会 定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は「一般社団法人広島県ボッチャ協会」と称する。(以下、本会とする。) 英名を、Hiroshima Boccia Association (以下、HBA) と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

## 第 2 章 目的・事業・公告

(目的)

第 3 条 本会は、スポーツである「ボッチャ」を通じて、広島県民への振興、普及と競技力の向上、また、心身の健康増進及び社会参加が促進されることを目的として、それに資するために、次条記載の事業を行う。

(事業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ボッチャの振興・普及及び指導のために研修会、講習会等の開催に関すること。
- (2) 本会主催の大会を実施すること。
- (3) ボッチャ競技選手の強化、育成及び日本国内での大会派遣等に関すること。
- (4) ボッチャ競技の技術向上や用具開発等の医・科学的支援に関すること。
- (5) ボッチャ競技の情報の収集、発信等に関すること。
- (6) 各団体が主催する大会に協力すること。
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業を実施すること。

(公告の方法)

第 5 条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 3 章 会 員

(入社)

第 6 条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の運営や事業に責任を負い、参加するために入会した個人又は団体
- (2) 一般会員 本会が行う事業に参加するために入会した個人又は団体
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第 7 条 本会に会員として入会しようとする者の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得た上で会員とする。
- (2) 一般会員は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得た上で会員とする。
- (3) 賛助会員は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、会費の納入をもって会員とする。

(経費負担)

第 8 条 会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定めるところより届けることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 8 条の支払い義務を 2 年以上しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利および義務)

第 12 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第 13 条 本会は、会員の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した会員名簿を作成し、本会の事務所に備え置くものとする。

## 第 4 章 社員総会

(構成)

第 14 条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 16 条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 17 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面または電磁的記録による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

- 2 正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及び本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(代理)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議および報告の省略)

第22条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第24条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
  - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を会長とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から1名選定し、法人法上の代表理事とする。

3 理事の中から、副会長若干名を定めることができる。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族及びその他特別の関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を行う。

- 2 監事は、いつでも理事に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事の報酬は別に定める規約に準ずる。

(取引の制限)

第31条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
  - (3) 本会がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第32条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

- 2 本会は、法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第33条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時、場所、目的及び審議事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長の選定及び解職
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の業務執行の決定

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議および報告の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第40条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第7章 委員会

第41条 本会は、運営や事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の組織運営に関して必要な事項は、理事会の決議により定める。

## 第8章 基金

(基金の抛却等)

第42条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛却された基金は、本会が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会の決議により定めるものとする。

## 第9章 会計

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理

事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に10年間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の理事会の承認を受けた書類を定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第46条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第10章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会における、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、社員総会における、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 附 則

(最初の事業年度)

第50条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第51条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 広島市安芸郡海田町幸町一丁目10番702号

設立時社員 梶村政司

住 所 広島市安佐南区西原二丁目35番15-2号

設立時社員 上田英司

住 所 広島市中区大手町二丁目5番11-905号

設立時社員 田中 優

住 所 広島市安佐南区川内三丁目15番18-3号

設立時社員 山本真士

(設立時の役員)

第52条 本会の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 出本曜子, 上田英司, 田中 優, 松川友和, 山本真士  
設立時代表理事 梶村政司  
設立時監事 菅 雅子

(法令の準拠)

第53条 本定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人広島県ボッチャ協会を設立のため、設立時社員梶村政司外3名の定款作成代理人である司法書士村上淳は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和2年8月25日

設立時社員 【住所】広島市安芸郡海田町幸町一丁目10番702号  
梶村政司  
設立時社員 【住所】広島市安佐南区西原二丁目35番15-2号  
上田英司  
設立時社員 【住所】広島市中区大手町二丁目5番11-905号  
田中 優  
設立時社員 【住所】広島市安佐南区川内三丁目15番18-3号  
山本真士

上記設立時社員4名の定款作成代理人

広島市中区銀山町2番4号  
司法書士 村上 淳